



第 956 号 ミニかわら版

令和 7 年 11 月 1 日

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL:03-3694-6091

FAX:03-3691-6680

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度 FAQが公開されました

2025年9月22日、国税庁は公式サイト「暗号資産等報告枠組み(CARF)」に基づく自動的情報交換に関する情報(CARFコーナー)」で「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」に関するFAQ(よくある質問集)を公表しました。この制度は、OECD(経済協力開発機構)が策定した「暗号資産等報告枠組み(CARF)」に基づき、国際的な税務情報の透明性を高めることを目的としています。日本では令和6年度の税制改正で「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」が改正され、一定の暗号資産交換業者等に対し、非居住者の取引に関する報告義務が導入されました。

制度の施行は2026年1月1日から開始され、暗号資産交換業者等は、非居住者による暗号資産取引情報を国税庁に報告し、国税庁が他国の税務当局と情報を自動的に交換する仕組みです。報告対象には、ビットコインなどの典型的な暗号資産に加え、NFTやセキュリティトークンなども含まれる可能性があります。

取引者は、氏名・住所・居住地国・納税者番号などを記載した「新規届出書」を取引所に提出する必要があります。FAQでは「居住地国が日本であっても居住地国として「日本」の記載が必要」とされており、居住地国が複数ある場合は、そのすべての国の記載が必要です。報告暗号資産交換業者等は、届出書に基づき居住地国を特定し、毎年12月31日時点の取引情報(売買の対価額、件数など)を翌年4月30日までに税務当局へ報告します。また、これらの手続きの記録・保存も義務付けられており、制度の遵守体制を整えることが求められます。

この制度は、暗号資産を利用した国際的な脱税や資金洗浄の防止を目的としており、2027年には初回の情報交換が予定されています。今後、暗号資産取引の透明性が一層求められる時代となるため、関係者は制度の詳細を確認し、適切な準備を進めることが重要です。

「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度(FAQ)(国税庁CARFコーナー)」(令和7年9月)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/carf/pdf/0025009-025.pdf>

